

会議録

会議の名称	令和6年度 第2回西東京市緑化審議会
開催日時	令和6年10月17日(木) 午後2時から
開催場所	エコプラザ西東京 講座室Ⅰ・Ⅱ
出席者	委員：伊藤委員、飯田委員、椎名委員、佐藤委員、保谷委員、亀田委員、豊田委員、根来委員、池田委員、堤委員、久保池委員、酒井委員（オンライン参加）、松村委員 事務局：みどり環境部長 白井、みどり公園課長 成田、みどり公園課 玉野、小島、大井 支援委託業者：ランドブレイン株式会社 宮脇、花井
議題	(1)西東京市緑化審議会の運営方法について (2)会議録形式の決定について (3)代理出席について (4)傍聴の取り扱いについて (5)西東京市第2次みどりの基本計画の推進について (6)下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用ガイドライン（素案）について (7)その他
会議資料の名称	資料No.1 西東京市緑化審議会委員・事務局職員名簿 資料No.2 諮問書「西東京市第2次みどりの基本計画の推進について（諮問）」 資料No.3 西東京市緑化審議会の運営について 資料No.4 西東京市第2次みどりの基本計画 資料No.5 西東京市第2次みどりの基本計画進捗状況管理表 資料No.6 下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用ガイドライン（素案） 資料No.7 ガイドライン指摘事項一覧表
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
※審議会の開催にあたり、委員の委嘱、会長と職務代理者の決定、審議会への諮問を実施 開会 （会長） それでは始めに、議題(1)から(4)について事務局より説明いただきたい。 <u>議題(1) 西東京市緑化審議会の運営方法について</u> <u>議題(2) 会議録形式の決定について</u> <u>議題(3) 代理出席について</u> <u>議題(4) 傍聴の取り扱いについて</u> ～事務局より議題(1)から(4)について説明～	

(会長)

会議に関する進行については前年度の審議会と同じような形式となっている。事務局の説明に対し不明点や質問、意見があればお願いしたい。

質問や意見は無いようなので、事務局からの説明通り、会議録は発言者ごとの要点記録、また、会議の録音について承認することにしたい。傍聴については5人とする。

それでは、続いて議題(5)西東京市第2次みどりの基本計画の推進について事務局より説明いただきたい。

議題(5) 西東京市第2次みどりの基本計画の推進について

～事務局より議題(5)について資料説明～

(会長)

諮問事項に関しては次年度に向けた取り組みの評価を行うことが次のステップになると思うが、この進捗管理表は各事業に対して担当課の設定がある。年度ごとの取り組み内容に対する到達状況、達成状況の確認をしていくための仕組みを作るための進捗管理表の作成と考えるが、今回の審議会の時には次年度予算を獲得している状況になっていると思われるため、令和7年度の取り組み予定の部分が埋まり、その段階で次年度計画を立てる認識である。そして令和6年度の取り組みが終わった後、その評価は来年度に行われるかと思うが、諮問事項に関しては10年の長期計画となるみどりの基本計画の中間見直しにあたる5年後に再評価をするための仕組みにつながるものと理解している。

委員の皆様は意見、修正はあるか。

(他委員からの意見なし)

(会長)

それでは、続いて議題(6)下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用ガイドライン(素案)について事務局より説明いただきたい。

議題(6) 下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用ガイドライン(素案)について

～事務局より議題(6)について資料説明～

(会長)

保全活用の連携推進体制の辺りについて掘り下げて議論していきたいが、委員の皆様それぞれの立場で意見を伺いたい。

(委員)

まず保全活用事業の位置付けについて、東京都でこれから屋敷林等の民有地の緑地を特緑として指定する事業を進めており、箇所数でいうと100か所の50ヘクタールほどを2042年ぐらいまでに増やすことについて、具体的な方向性を数値や目標を立てて計画してい

る。下保谷四丁目特別緑地保全地区（旧高橋家屋敷林）はその中でも早く公有地化された屋敷林であり、かつ市民の方々、保存会の方々等、多くの人が携わっており、他に例がない非常に大事な事例だと思っている。そして同じような形の屋敷林がこれから2042年ぐらいまでの間に増えていくわけだが、そのモデルとなる可能性を秘めた貴重な場所だと思っている。そのため、丁寧に議論し、また新しいことにもチャレンジしながら開拓していくことが必要で、保全活用ガイドラインは保全活用事業を進めるための非常に重要なものと考えている。

資料の内容でパターン1～3について整理いただいたが、良い地元密着型の企業が見つければの前提ではあるものの、経済的にメリットがあるのはおそらくパターン3であると考え。理由として、当該地区は樹木も多く、樹高が高いことから公園よりも平米あたりの管理料が非常に高くなる。そして買い取って終わりではなく、継続的にずっと管理料がかかっていく。その部分をどのように良い形で官民連携しながら運営していくかというのが大事なことであり、今後のことを考えるとパターン3が望ましいと思った。そして細かいことと言えば、パターン3で指定管理事業者とPFI事業者が分かれているが、これは一体でも良いのではと個人的には思った。より保全と活用を切り分けることを考えているのがこの資料から伝わってくるが、そもそも保全活用計画を立てた時に、保全と活用をいかに一体的に考えられるか、保全していくための活用であるということであったため、ここはあまり指定管理事業者とPFI事業者を分けてやるよりは、一つに両方を合わせて考えてもらう方がより内容がスムーズなのではと思う。

加えて、このパターン3のデメリットの欄に「用途地域等の制限」と書かれており、常々みどり公園課の方が仰っていて、実現が困難であることは重々承知している。この地域だけに用途地域の変更をかけていくということは基本的にはあり得ないことだと思うが、地区計画をかけて用途の緩和を行うこと、あるいはこの場所に対してのみ用途地域の特例許可を受けるということは十分に可能であり、国としてもそういう緩和の流れというのは奨励しているようなところがあるので、ぜひその可能性も考えた上でこのPFI事業を検討いただくと、参入していただける良い事業者の幅も広がるのではと思う。

（会長）

もしパターン3を選択した場合にPFI業者が参入していくためには用途地域の制限が非常に足枷になっていると感じる。これまでも特例を使用できるのではないかと議論してきたが、東京都の取り組み内容、都市計画的な観点、現地で活動している人として、それぞれの立場から意見をいただきたい。

（委員）

質問返しになるが、ガイドラインは最終的な計画では推進体制の（2）の部分については1パターンに絞るのか。

（事務局）

1パターンに絞る予定はなく、3つの選択肢をどれでも最終的に取れるようにするためのものとしている。

(委員)

管理の体制を考える時は、将来目指すべき姿があり、それに1番適合する手法はどれか、収支のバランス等も考えた上でメリットデメリットを検証するのが普通なのではないかと思うが。さらにパターン2はなかなかみない事例なので、個人的にはパターン1かパターン3を進めるべきと思いながら見ていた。パターン1で実現できず、パターン3であれば実現できるものは何か教えてほしい。

(事務局)

事務局の方では、現実的に実施ができるのはパターン1だと想定している。指定管理を特別緑地保全地区1か所だけを指定し管理する方法というのももちろんあるが、他の公園と合わせて指定管理をするということを行った場合に、スケールメリットで維持管理コストが安くなるという可能性がある。そこで他の自治体の公園の指定管理の状況を調べてみたが、特別緑地保全地区のような場所を含めて公園と一括して指定管理するということは可能性があると思われることから、パターン1が将来的に現実的な路線ではと事務局では考えつつ、事業者の確保といった部分に課題があると考えている。そのためパターン2やパターン3についても、パターン1でうまく進まなくなった場合の選択肢としてはガイドラインに載せておきたいと考えている。

(委員)

おそらくパターン1で成り立たないのであればパターン3で名乗りをあげる業者は出てこないだろうと率直に思う。そうではなく、指定管理の制度だと課題があるが、PFI事業を活用すると、このようなことできるからPFI制度を活用したい、ということであれば検討する余地があると思う。その辺りをもう一度議論の前提として整理された方がいいのではと考える。

また私自身は、今までの職歴の中でも丘陵地公園等も多く関わってきているが、指定管理でかなり不自由かという点、そんなことはないとは思っている。指定管理制度で行政側がお金を出して行っている事例もある。指定管理制度は使用方法によっては非常に柔軟に有効に活用できると考えている。やはり要は包括管理としての指定管理だとできないことがあり、やはりPFIじゃなくては難しいという部分があるのか。その手前、せっかくガイドラインで目標像、どういう使い方したいかということを書かれているため、それに適合するものは何かという選び方をぜひ検討いただきたい。

(会長)

特緑全体のことを活用するというよりも、エリアを限定した形で、母屋や蔵、離れ等、特緑の中の一部に少し収益性の可能性がある施設があり、そこには比較的多くの市民の人たちが利用できるような形式をとることも検討する必要がある。周辺も高木林ゾーンを中心にした立ち入りを制限してきたが故に、多様性のある地域性も含めた形のみどりがあり、一律にではなく、多様性のあるみどりを活かしながら広く市民に開いていく様な取り組みが重要である。多くの人がその場所に足を踏み入れるものの、入ってもらう場所につ

いては制限ができるようにイメージされたのではないかと思います、パターン3を選択できる可能性を残したのではないかと思います。そして、パターン3の話が成立するとすれば、やはり用途地域の制限に合わせた活用として、図書室や集会所、資料館的な施設ができたとしても、なかなかPFI事業としては成立しないのではというところで、公益性が果たしているのかどうか、地域住民の方々の理解を得られるのか、そして特例が使えるのか、あるいは地区計画というカードが切れるのかというところが今まで議論の中ではあった。

(委員)

補足させていただくと、指定管理でやっていても指定管理者に対してだけ設置許可出すであるとか、様々なやり方があると思う。色々と条件を付したい時にPFI事業ではできないということはないのと思うので、そこをよく検証された方がいいと思う。そして指定管理でも、例えばコミックカフェ、1日屋敷林オーナーであるとか、様々なことが考えられると思うので、事業内容によるが、非常に様々なことが今できると思う。東京都では海浜公園等で海苔を作ったり、海浜公園を魅力である海を活かし、様々な遊び方などを行い、そこで収益を得るという事例もある。使用方法によっては指定管理の制度は非常に有効な事業になるのではないかと考えているため、ぜひ検証いただきたい。

(委員)

地区計画という話があり、どこにしても地区計画を順次設定しているところである。特別緑地保全地区を含んだそのエリアの土地利用の構想をどのようにしていくかということは、地区計画には建築制限が伴い、地区の方の同意等を得ながら、合意を形成しながら作っていく形になるが、特別緑地保全地区内で特定の用途について多くの合意がなされるというところであれば、地区計画設定した上での用途地域の変更などは考えられると思う。

(会長)

建築基準法48条、但し書きで制限の特例が認められるというケースがあったりするが、もし用途地域の制限について意見があれば。

(委員)

建築基準法48条の但し書き許可とPFI事業は別の話である。都立公園の事業でもトイレを設けたり、野山北六道山でも里山体験施設は全部用途地域許可をとっていたりする。48条許可について絶対許可下りるかということ、行政庁が約束しないのは建築審査会の先生方のご意向次第というところがあるためだと思うが、公園施設に必要なものに設置するのに許可がおりないという事例は今まであまり聞いたことがない。

(事務局)

緑化審議会において建築基準法48条の但し書き許可については議論いただいているため、今年度に入ってから改めて確認し直し、建築審査会の同意を取るのが極めて難しいと

いう見解をいただいた。周辺市街地環境を害する恐れがないことをどのように証明するのかという様な部分について、極めてハードルが高いとの話を伺っている中で、現在事務局としてはパターン1で進めていきたいと考えている。また、先ほど委員からご指摘いただいたパターン3の指定管理、PFI事業の書きぶりについては同一の事業者でも実施可能ではないか、と事務局としても考えている。他の自治体では指定管理にかけながらPFI事業を同時に行い公募している事例もあるため、示し方の事例としては、選択肢として可能性を残すために載せているというような状況である。

当該地区におけるPFI事業可能性について、とある事業者に話を伺ったところ施設のサイズ感が少し小さいため、収支的な話でいうと黒字化ができないから大きな会社だと参入が難しいのではないかという意見をいただいた。PFI事業を行えるとすれば、地元密着企業でサイズ感が小さくてもやれるというようなところが参入してくれないとなかなか難しいのではと感じる。

(会長)

少しだけ整理させていただく。PFI事業にしなくとも指定管理でやることはたくさんある、その一方で、一低層という用途地域の制限の中で指定管理であっても、用途地域許可は必要である。そして一般に公園緑地の計画の中で認められるケースは多々あるが、市の見解は、現在建築審査会に関してはなかなか通すのは難しいという認識であるということ。その点に関して、前進していくためには、どちらにせよ必要な説明を行っていくことが必要であると思った。

また、建築基準法第48条但し書の許可に関して少し説明させていただくと、都市計画区域内で市街化区域と市街化調整区域があるが、西東京市は全地域が市街化区域となっている。その中で最も閑静な用途地域として位置付けられているのは第一種低層住居専用地域であり、その用途に応じた計画できる施設に制限を設けている。この建築基準法第48条ただし書許可は、周辺市街地環境を害する恐れがないまたは公益上やむを得ないと認める場合に限って許可をするというものである。

(委員)

建築審査会が今回建築基準法48条の但し書き許可を出すのが極めて難しいとしたその理由について、関連資料などでこの場でもお示しいただけるとありがたい。

(事務局)

先ほどの説明の部分については市の所管部門の担当に、緑化審議会の状況を伝え、活用できないかという相談をした上で回答している。

(委員)

建築審査会の回答ではないということか。建築審査会にかけたらどうなるかはわからない。

(事務局)

実際に建築審査会にかけていないのでわからない。

(委員)

私たちは保全活用についてのボランティアであり、保全しながら活用していくことは十分承知をしているものの、実際保全活動を10年近く行っていて感じることは、本当にきめ細かな手入れは必要である。近年では異常気象等で、臨機応変に様々なことをやっていけないといけない場所だということは実感としてある。そういった経験も含めて委託事業としてやっていけるのか心配である。公園と同じような管理であればやれる可能性はあるが、わざわざ特緑として買い大事にしていきたい、保全をしていきたいという場所に、きめ細かな管理ができるのか。もし委託をしてやっていくなら、膨大なお金をかけないと保全できないだろうというのが実感である。

活用に関しても、全体のスペースとして事業者へ委託し活用していくというのは利益が見込めるのだろうか。現状母屋ぐらいいしか使えるような場所がなく、全部直していくということになると膨大なお金もかかる。それに対し手を上げるような事業者がいるだろうか。農家レストランなどは家族で経営をしているから利益が出ている。屋敷林の土日に1回くればいいかなというような立地などを考えると、違う活用の仕方を一度考えていただくのもありなのではないか。

イベント等の運営はランドブレイン株式会社に実施いただいているが、イベントそのものを楽しんでいる来場者はいる。それで自然に目が向くかということ、そのイベントだけ参加し帰ってしまう。それが次に繋がるかということ、あまり繋がっていないような気が実際している。私たちが実感として活用で1番有効なのは教育で、教育の場として小学生がたくさん来ている。子どもたちに説明すると、その後、子どもが家族を連れてイベントに来てくれている。実際どの程度の影響があるのか分らなかったが、子どもがとてもよく話を聞いていて、子どもが親へ話し、自然教育についての輪が広がり、有効な影響があるということを実感している。私たちはこの保全活用の計画について、実感としては非常に遠い話のような気がしており、今現在、活用計画ずっと計画通り進んでいるかということ非常に遅れているように感じる。もちろん持続可能にするのにはやっぱりある程度コストがかかりすぎるとするのは十分承知しているが、今行っているボランティア活動は、特緑を大事に守っていきたいからという意思で行っている。実際に活動内容をお金で換算したらすごい金額になることを補助金もいただかないでやっている状況である。逆に様々な活用をして利益を上げようという様な業者が運営するとなるとボランティア活動を辞めるという人がたくさん出てくると思う。その様なことも考えていただきたい。

(委員)

他の委員もおっしゃっていたが、将来目指すべき姿があるからこういう体制を作ろうということになると思うが、そこがどうも繋がっていないと感じる。それを感じるのは、イベント実施とあるが、イベントがメインで考えているのかなと思ってしまう。そうではないと思う。もちろんイベントはあって然るべきだと思うが、まずここで何をしていくのかということの整理が必要ではないか。

保全管理計画に記載がある、新たなプレイヤーの掘り起こしや人材育成について、どの

ように連携を調整していくのか、そういったことを業務としてきちんと行っていないといけない。ボランティアの方々も頑張っているが、新しい人が入ってくる入口を作っていくというのは、まさにこの様な部分でプロが入っていく仕組み作りが大事だと考える。現状のガイドラインでは、イベントで儲ける、自主事業で利益が上がるという様な方向性になっている。そこは大きく違うのではないかと。旧高橋家屋敷林の価値をもう一度、運営のソフトの事業にきちんと落とししていくことが必要で、イベントしか出てこない内容を考え直した方が良いと思う。

またパターン1で、自主事業での利益によっては指定管理料を下げることも可能、とあるが、そもそもこの自主事業では赤字にしかならないと思われる。公園の指定管理で黒字になるというのは一部の公園で、ほとんどの公園では自動販売機の売り上げで黒字になり、イベントの赤字を補填しているというのが現実なので、そこは難しいのではないかと。

また、ガイドラインで指定管理料を下げることは可能か、と書かれてしまうと指定管理側のモチベーションは下がってしまうことになる。もちろん儲けるわけではなく収益還元ということなら良いが、それが実際に指定管理料を下げることに繋がりませんと思う。

現在都立公園では、自主事業での収益というのは公園の魅力アップに還元するということで、維持管理でもなく収益を還元するという形である。そのような形であればいいのではないかと。もちろん多くの収益が出るところで市や都道府県にお金を払っていくということもなくはないと思うが、西東京市の場合は、それは難しいのではないかと。

また、他の委員がおっしゃっていた通り、この指定管理制度で良い方向に進むのかどうかというのも見据えた方が良く思う。PFI 事業の手前として、指定管理で良いのかということだが、他市で包括指定管理制度を導入している中、西東京市が包括の指定管理を始めるとなると、やはり安かろう悪かろうになっていくのではないかと危惧している。要は、見てくれはいいものの本当は行政が行った方が、クオリティが高いのではないかと。また例えば一部委託で緑地保全については区が直営で、ソフト的なところは委託で行っている公園もあるので、もう少しその辺りも整理していく必要があると思う。

当該地区を大事に思っている人たちで支えていくという仕組みも必要ではないかと思う。先ほどの発言でもあったが、ボランティアの方々の作業をお金に換算した際に、相当なものを労力で支えてもらっている方々もいて、一方で労力を出せないけどお金は出せるという人もいるかもしれない。その様な様々なリソースを集める器としての仕組みというのを考えていく方が良くないか。財政が厳しく、行政の予算がないからできないのではなく、だからこそみんなで支える仕組みを作る。そして行政はこの町のその未来、次世代のことを考えた上で、必要であればしっかり行政予算を入れていく。その町の well-being を高めていくという方向にお金を出していく。そのあたりをもっとディスカッションしていかないといけない。お金を集めていくことは重要だが、広がりのある考え方で検討していった方が良くないかと思った。

(事務局)

パターン1～3は、お金の流れが強めに見えている形にはなっている。ご指摘の通り、見え方を工夫する必要があるのかなと考えている。パターン1では、本市の公園の指定管

理の協働のイメージをこちらの方に援用できないか、という指定管理を想定している。担当の方がつく形で、その協働プレイヤーの方と連携を組みながら、その自主的な創意工夫を活かしていく、という動かし方がいいのではと考えている。保存会のご尽力でかなり整備、維持管理していただいているが、指定管理に入る事業者が、新たに協力くださる方等と連携を図りながら、協働に加わってくださるプレイヤーの方の能力をいかに発揮させていくか、という立て付けがいいのではと事務局としても考えている。その他、表現の部分いただいた意見を今後整理して、改めて共有していきたい。

(委員)

保存会として、他の事業者は入れない、というように頑固に思っているわけでは全くない。様々な仕事に就いた方がボランティアに増えているため、多くのアイデアは出る。実際には、木に名前をつけてもらう発想が出たり、クラウドファンディングをしてみたらどうか等、色々と試行錯誤し丁寧に守っていきたいと思っている。どうしても業者を入れないと思っているわけではなくて、現状は難しそうだなと感じている。江戸時代から続いているものを守ろうとしていて、簡単に1～2年で色々なものを変えようとするのは非常に難しいかなと思うので、少しずつ進んでいかないとならない。

きちんと仕事していただければ、信頼関係ができれば、今お手伝いしているイベントなど、安心して様々なことをお任せすることは可能だとは思っている。

(委員)

先ほどの市の方の答えでもう少し理解していただきたいところがあった。要はきちんと中間支援的な仕組みを入れていただくことが必要だと思った。それは、イベントでたくさんの人たちが関心を持っていく、最終的にはそこを一緒になって守り、育み、活動したいと思う人材を発掘していき、段階をきちんと作っていき、プログラミングを然るところに、はめ込んでいくということが必要と考える。そのところが見えてないのが心配である。そのスキームはしっかり入れましょうということを伝えたい。

(会長)

例えばパターン1であれば、具体的にどういうメニューができるのか、何をやりたいのかというところに課題があり、その一方で、市が今イメージしている包括指定管理を運営していくとしたら、それを表現の中に入れて、体制のあり方として、もう少し具体的に設定しないと、形式的なものになってしまうと思う。

そのため、例えばパターン3の場合には、初期投資にこれぐらいかかることをやりたいが行政ではお金が出せないなので民間活力を利用したいと考えた際に、こういうことであればサポートしたい、参入したいと思う業者が出るの可能性はあると思う。そのぐらいの姿が見えると良いと思う。

その中で、保存会が守って活動しているところにちゃんと調和が取れるのか。その上で、パターン1、パターン2、パターン3を検討する際に、どんな対話をするのかという会話のプロセスみたいなことが、きっと計画をする時に議論はしているものの、結果的にいずれかが行政の中で決まってしまう。事業者、あるいは保存会のボランティアの方々、地域

の方々の意見をどの様に合わせていくのかというプロセスが、どこかで表現できるといいのではと思った。

(会長)

発言いただけてない方に、このガイドラインについて他にご意見はあるか。

(委員)

パターン1か2か3ではなく、まずやるべきことは何かということが先である。そしてそれに合う運営が何か、ということ。基本方針と保全活用のガイドラインがあるが、運営のガイドラインがない。建物や屋敷林を活用するところであるが、そこじゃないものが抜けている。プログラミングのところだが、この事業を進めていくのに委託がいいのか、指定管理にした方がいいのか、PFI事業でないと難しいのか等について、どの様に資金を集めていくかというストーリーがないと、いきなりこのパターンから考えていくのは無理があるんじゃないかと思った。

(会長)

学生として地域にかなり深く入り込んでいる立場から、何かご意見いただきたい。

(委員)

現在、西東京市を中心にイベントを行うボランティア団体に所属しており、最近だと子どもたち向けにイベントをすることが多いが、西東京市内にこんなに綺麗なみどりがたくさんある場所があるということを子どもたち含め意識してもらい、大切にしていきたい、これからも守っていききたいという様なことを思ってもらえたら、みどりを守るところにも繋がってくるのではと思う。若者に少し焦点を当ててもいいのではと思った。

(会長)

指定管理者を導入した際の、ボランティア活動との連携を図る上で、保存会としての活用の方角性というのを伺いたい。

(委員)

活用で考えると、母屋が1番活用しやすいと思う。修理などに相当お金かけないと活用自体は大変だが、収益が出るか出ないかは別として直せばレストランも可能ではあると思う。あるいは駐車場に何か建てられるのであれば自然環境にも留意できる。一方蔵は、本当はカフェなどに使えれば1番良いと思うが、状態が悪く、建て直しても使えるのかというぐらいである。

入っていただきたいくないのは、野草園は一見生えていないから入っても平気かなというものが、春にポツと出てくるものもある。そのような大事なものがたくさんあるので、その部分は非常に難しい。また草地ゾーンなどは環境や生物多様性のような授業に活用してもらっており、現在は小道作りをしていて、なかなか評判はいいが、踏んでほしくない、入っていただきたいくない部分がある。

竹林ゾーンに関しては、地表から根が飛び出していたり、タケノコが飛び出ている場所がたくさんあり、転倒の危険がある。全部きちんと整備するのはとても大変に思う。担当者がついてイベント的に入ることは行っているが、自由開放というわけにはなかなかいかないと思う。私たちボランティアが危なくない作業をしている日には、野草園の他、立入り禁止以外のエリアにも割と入っていただいている。

高木林ゾーンに関しては、私たちボランティアであっても危険に感じる時もある。それをどのように剪定をするか。しかし安全第一だと非常に残念なことになりかねず、特緑としても価値が半減するようなことになりかねない。

総じて思うこととしては、時間やお金をかけてやっていけば、入っていただけるエリアは増えてくるとは思っている。

(会長)

蔵について補足させていただくと、蔵自体は特緑の中で一番古いものでスベック自体は建築の中では1番価値の高いものである。今はガルバリウム鋼板で覆われているが、決して悪いものではない。

(会長)

このガイドラインについて、ご発言いただいていない方に一言ずつ、ガイドラインのこと、あるいはこの審議会全般のことでもご意見いただきたい。

(委員)

公園で PFI 事業を導入する場合は市役所にメリットがあると思う。国の補助金がもらえる場合が多いが、本事業では恐らくもらえないのではないかな。民間の知恵を生かすという話から言えば、採算になるかどうか難しいと思う。民間はこの規模で本当に採算に乗るのか。また、特別保全緑地を単価上にすると高い。公園と同じ値段でやったら誰もやる人がいない。要するに、まだ制度が整ってないというのが現状。民間は当然儲かるからやる。儲かるから知恵を出す。そういう状況を作らなければならないし、その様な状況ができるかどうか。例えばもう少し管理面積も増やして年間の管理費を増やせば可能性は広がる。

私が思うには、指定管理者でも知恵の出し合いみたいなものがあるのかなと。夏の木漏れ日、冬の陽だまり、こういう環境を見ていいところだと思った人が、クラウドファンディングといったような機能を作っていく。しかしかなり難しい。要するに採算の取れない事業を何とかして採算に乗せようとしているため、民間の知恵を借りるというのはそういうことだと思う。

イベントでは儲からないし、レストランならレストランで、駅が近く駐車場もあるからというような強みがあるが。マーケティング調査をしなくてはいけない。屋敷林であれだけのものが残っているというのは都内ではそんなにない。やはり、あの屋敷林をきちんと残すということが生命線である。放置して普通の公園のようになっていったら、魅力がなくなってしまう。細い橋を渡っていかないといけない事業だと思う。

(委員)

自分の生活している周囲の小さな公園も指定管理者が管理している。そのような公園の管理を見て、屋敷林の指定管理を同じ感覚でやられたらちゃんと管理できるのかと疑問に思うところはある。それが1番心配である。それから、温暖化で雑草の植生が変わってきている。昔と比べると扱いが厄介になってきている。全体で、ここにどれだけの予算を割り振るのか分からないがお金がない自治体として、莫大のお金がかかる事業として、それがどこまでできるのか疑問はある。様々なイベントや事業をやって採算を考えるという話をしているが、それもどこまでうまくいくのか分からない。元々この単体で黒字を目指すということは難しいと思う。市の財産として、ある程度持ち出しの覚悟で維持管理をしていくということを決めていかないとなかなか難しいのではないかな。

(委員)

ここは何が特別なものなのかということはどうやって示せるのか、という部分がこのガイドラインの一番の肝だと思う。それをよくご存知のボランティアさんがいることは大きいと思う。何が特別で、誰が何のために来てくれるのかというところを考え、その上で、守るためにはお金もかかるので、どこまでの何を伝えるかということを経験から考え導き出す必要がある。

この緑化審議会は色々な学識経験者がいるので、すごく恵まれている形だと思っている。本当に細い道を進んでいるのかもしれないが全然暗い話ではないのではないかなと思っている。

(委員)

私が行っていることと比べて、やっぱりお金が大変だとは思っている。そのため、なかなかこの指定管理者までのところまで追いつかないというか、やはり実現するのは大変だろうなと思いつつ聞いていた。

(委員)

屋敷林はそんなにないものなので、今後の将来に継承していく、その保全をしていく上で子どもにもっとこの屋敷の良さを知ってもらうことが大切だと思う。今の子どもは自然体験が少なくなっているから、もっとイベントの存在を小学生たちに知ってもらうための周知を行っていくことが大事だと思った。

地域の大学生が主体となって特緑でイベント等をやるのも、様々な世代が交流でき、またこの屋敷林が良い使われ方がするのではないかなと思った。

(委員)

屋敷林については知識も経験もなく意見のしようがないが、思うこととしては、屋敷林だけでなく、「市全体のみどり」を増やすという課題に関しても、その目標とプログラミングをぜひ提示していただいて、その上で検証できるような形でこの審議会が進んでいくとありがたい。

(会長)

この現状について、運営方法、体制の話になってはいたが、市が高い費用をかけて特緑を取得し、その一方で、活用を求める声もある。それは、今特緑に関わっていない人たちの声の方が大きいのではと思う。一方で、保存会を中心に活動するにしても、必要な予算すらついていないという現状もあると伺った。そのように考えた時に、特緑をどう残すのかということが1番の命題であり、みどりの環境として残すこと、今までの保存活動の状況を残す、継続することを思って、これまで取り組みを進めてきたのだと思う。市民の活用に関する声は様々な形で集めてきたと思うので、それに対して、いずれにしても初期費用は必要であり、それは市が腹を括らなければならないのではないのかという思いもある。それを民間に資金の期待をするのであれば、その環境を作らなきゃいけないところで、これから非常に大変な計画を進めていかなければいけないと改めて思った。

(会長)

それでは、最後に議題(7)その他について連絡事項はあるか。

(事務局)

次回の審議会の日程については、欠席委員の予定を照会し、後日連絡する。

閉会

(会長)

以上で第2回西東京市緑化審議会を閉会する。

以上